

京都市消防局訓令乙第12号

各 部  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防局市民生活の安全に関する規程の一部を次のように改正する。

平成30年3月29日

京都市消防局長 荒木 俊晴

目次中「第7条」を「第8条」に、「第8条～第13条」を「第9条～第14条」に、「第14条～第19条」を「第15条～第20条」に、「第20条～第23条」を「第21条～第24条」に、「第24条・第25条」を「第25条・第26条」に、「  
第3節 少年消防クラブ等（第26条）  
第4節 地域ぐるみの防火及び防災対策（第27条）  
」

「  
第3節 地域ぐるみの防火及び防災対策（第27条）  
」に、「第32条」を  
」

「第33条」に、「第33条・第34条」を「第34条・第35条」に、「第35条」を「第36条」に、「第36条・第37条」を「第37条・第38条」に改める。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 自主防災組織 災害対策基本法第2条の2に規定する防災組織をいう。
- (2) 自主防災会 おおむね学区を単位として設置された自主防災組織をいう。
- (3) 自主防災部 町内会，自治会等を基礎として構成された，自主防災会のブロック組織をいう。
- (4) 関係機関 区役所，行財政局その他の行政機関及び電気事業者，ガス事業者その他の機関をいう。
- (5) 防火防災教育訓練 市民，自主防災組織，事業所，市民団体等に対し，消防職員（以下「職員」という。）が実施する防火及び防災に関する教育，研修及び訓練をいう。
- (6) 住宅等 一般住宅並びに共同住宅の住戸及び個人の住居の用に供されている部分をいう。

- (7) 訪問防火指導 住宅等を訪問し、防火及び防災に関する啓発及び指導を行うことをいう。
- (8) 防火安全指導 訪問防火指導を実施する場合において、出火及び人命の危険に係る事項の点検等を行うとともに、その結果に基づき指導又は助言を行うことをいう。
- (9) 在宅避難困難者 火災その他の災害が発生した場合において、住宅等に居住する高齢者及び身体障害者のうち自ら避難できない者及び消防局長（以下「局長」という。）が別に定める者をいう。
- (10) 防災指導責任者 自主防災会を育成し、及び指導し、並びに当該自主防災会の区域内の防災力の向上について総合的な観点から調整を図り、防火防災教育訓練を行う職員をいう。
- (11) 防災指導員 自主防災部を育成し、及び指導し、並びに訪問防火指導を実施し、並びに当該自主防災部の区域内の団体及び事業所に対し防火防災教育訓練を行う職員をいう。
- (12) 住宅防火推進員 訪問防火指導を実施し、並びに防災指導責任者及び防災指導員と連携して住宅用防災機器等（住宅等における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する機器等又はこれらを組み合わせたものをいう。以下同じ。）の設置、維持管理及び普及に係る支援を行う職員をいう。

第4条の見出し中「署長」を「署長等」に改め、同条第2項中「以下「署長」という。」を「消防分署長を含む。以下「署長等」という。」に改め、「管轄区域内（」の右に、「消防分署の担当区域内を含む。」を加える。

第6条中「署長」を「署長等」に改める。

第3章第3節を削る。

第25条中「署長」を「署長等」に改め、第3章第2節中同条を第26条とする。

第24条中「署長」を「署長等」に改め、同条を第25条とする。

第23条中「署長」を「署長等」に改め、第3章第1節中同条を第24条とする。

第22条中「署長」を「署長等」に改め、同条を第23条とする。

第21条第2項中「署長」を「署長等」に、「とらえて」を「捉えて」に改め、同条を第22条とする。

第3章第1節第20条中「署長」を「署長等」に改め、同条を第21条とする。

第19条中「署長」を「署長等」に改め、第2章第2節中同条を第20条とする。

第18条中「署長」を「署長等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 署長等は、地域包括支援センターその他在宅避難困難者と接する機会の多い事業者に対し、在宅避難困難者の居住する住宅等において、出火防止対策に係る助言及び火災その他の災害が発生した場合における通報、避難及び救出の体制の確立について支援するよう指導するものとする。

第18条を第19条とする。

第17条第1項中「署長」を「署長等」に、「住宅火災」を「出火防止対策及び住宅火災」に改め、同条第2項中「署長」を「署長等」に改め、「在宅避難困難者に関係する」を削り、「、身体障害者相談員等に対し」を「その他在宅避難困難者と接する機会の多い者に対し」に、「住宅火災」を「出火防止対策に係る助言及び火災」に改め、同条を第18条とする。

第16条中「署長」を「署長等」に改め、同条を第17条とする。

第15条中「署長」を「署長等」に改め、同条を第16条とする。

第2章第2節第14条中「署長」を「署長等」に改め、同条を第15条とする。

第13条第2項中「署長」を「署長等」に改め、第2章第1節中同条を第14条とする。

第12条の見出し中「普及啓発」を「普及啓発等」に改め、同条第1項中「署長」を「署長等」に改め、「(住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する機器等又はこれらを組み合わせたものをいう。以下同じ。)」を削り、同条第2項中「署長」を「署長等」に改め、「設置」の右に「及び維持管理」を加え、「指導する」を「指導するとともに、必要な支援を行う」に改め、同条を第13条とする。

第11条中「署長」を「署長等」に改め、同条を第12条とする。

第10条中「署長」を「署長等」に改め、同条を第11条とする。

第9条中「署長」を「署長等」に改め、同条を第10条とする。

第2章第1節中第8条を第9条とする。

第7条中「署長」を「署長等」に改め、第1章中同条の次に次の1条を加える。

(住宅防火推進員)

第8条 署長等は、住宅防火推進員をあらかじめ指名しなければならない。

第3章第4節第27条第2項中「署長」を「署長等」に、「実施」を「推進」に改め、同節を同章第3節とする。

第29条第1項中「局長等」を「署長等」に改め、同条第2項中「署長」を「署長等」に改める。

第30条中「署長」を「署長等」に改める。

第31条を次のように改める。

(幼年及び少年への防火防災教育訓練等)

第31条 局長等は、幼年及び少年を対象とした防火防災教育訓練に関し必要な指導及び助言を行うものとする。

2 局長等は、前項に規定する防火防災教育訓練を充実させるため、学校等の関係者の防火及び防災に関する意識の向上を図るよう努めるものとする。

第37条を第38条とし、第5章中第36条を第37条とする。

第4章第3節第35条第1項中「署長」を「署長等」に、「つど」を「都度」に改め、第4章第3節中同条を第36条とする。

第34条中「署長」を「署長等」に改め、第4章第2節中同条を第35条とする。

第4章第2節第33条中「署長」を「署長等」に、「の防災体験学習又は」を「、京都市消防活動総合センター、」に改め、同条を第34条とする。

第32条中「署長」を「署長等」に改め、第4章第1節中同条を第33条とする。

第31条の次に次の1条を加える。

(京都市ジュニア消防団)

第32条 局長等は、京都市ジュニア消防団（消防団活動の体験その他地域に密着した防火及び防災活動を通じて、将来的に地域防災を担うことのできる人材を育成するために組織された団体をいう。）の育成に関し必要な指導及び

助言を行うものとする。

2 京都市ジュニア消防団について必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(消防局予防部市民安全課)